

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内分	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社エスエスケイ ロジックス(法人番号 3430001027038) 代表者佐々木勝陽	北海道札幌市白石区菊水4条2丁目1番6号		本社営業所	北海道札幌市白石区菊水4条2丁目1番6号		R4.3.22	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他1件	令和3年10月7日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
2	有限会社小田嶋商事 (法人番号7460102003922) 代表者小田嶋喜則	北海道帯広市西25条南1丁目12-21		本社営業所	北海道帯広市西25条南1丁目12-21		R4.3.22	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他7件	令和3年10月20日及び令和3年10月22日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)自動車検査証の備付け義務違反(安全規則第3条の2)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	2	2
3	株式会社K LINE (法人番号5430001074623) 代表者藤野恵太	北海道江別市萌えぎ野西6番地の7		株式会社K LINE 営業所	北海道江別市萌えぎ野西6番地の7		R4.3.22	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	令和3年11月22日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備不良車両等運行(安全規則第3条の2)、(3)点検整備記録簿等の記録の保存義務違反(安全規則第3条の2)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	5	5

